

議 答 申 個 第 2 7 号

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

平成 2 1 年度奈良県が実施する「高齢者の生活、介護等に関する実態調査」に伴う、
実施機関（生駒市長）が保有する個人情報を奈良県に提供することについて（答申）

平成 2 1 年 7 月 1 日付け生介第 2 4 5 号で諮問のあったことについて、当審議会の
意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>高齢者の生活、介護等に関する実態調査の実施に伴う個人情報の外部提供及びその場合の本人通知について</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>外部提供については、次の意見を付けた上で適当なものと認める。 また、本人通知は省略して差し支えない。 〔附帯意見〕 実態調査業務の委託先において個人情報の取り扱いが厳正に行われるよう契約書等において徹底されることを要望する。 また、実態調査の調査客体が、介護を必要とする人とその家族を対象とすることに鑑み、回答時に過分の負担とならないように配慮することを奈良県に要望するとともに、データを電子媒体で提供する場合は、データの暗号化、ID及びパスワードを設定するよう要望する。</p>
<p>審議内容</p>	<p>本審議会は、今回の案件を慎重に審議した結果、本件実態調査は、奈良県が策定する「高齢者福祉計画」の基礎データを得るという公益上の必要性があり、かつ、提供先である奈良県において個人情報保護条例が施行されており、提供する個人情報の管理利用形態が適正に行われると認められること、また、本件実態調査は、アンケート用紙の配布回収とその後の対面調査により実施されることを県民だよりや広報いこまで市民に周知するとともに、調査対象となる本人やその家族には、調査員が、その内容や方法等の説明を行うことから、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。 よって、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成21年7月27日</p>
<p>個人情報取扱事務の名称</p>	<p>要介護等認定事務</p>
<p>提供する個人情報の項目</p>	<p>介護保険法第19条の規定に基づき要介護認定又は要支援認定を受けている者（無作為抽出した358人分）の氏名、住所及び介護度又は要支援度</p>
<p>提 供 先</p>	<p>奈良県</p>

<p>利用の目的等</p>	<p>「高齢者の生活、介護等に関する実態調査」は、平成21年度に奈良県が策定予定の「奈良県高齢者福祉計画」の基礎データとし、具体的施策の検討や国への制度改正等の要望の材料を得るための調査である。</p> <p>調査対象は、奈良県内の要介護者（要支援者を含む。）とその家族とし、各市町村より無作為抽出された対象者に調査票の配布回収等を行うものである。</p> <p>具体的内容は、本市の要介護者から358名を無作為抽出し、氏名、住所、要介護度又は要支援度の情報を提供する。</p> <p>奈良県全体では、各市町村より無作為抽出されたうち、5000名を調査対象とし、名簿を作成、調査票の配布回収を実施する。次に、回答いただいた調査対象者の中から全県で245組の協力依頼を求め、対面による調査を実施する。</p>
<p>所管課</p>	<p>福祉健康部 介護保険課</p>